

令和 2 年度法令・議会・官庁資料研修
「法令資料・情報の特徴と活用法」

参考資料

目次

1. 調査対象としての「法令」－ 法令の定義と形式	1
1.1. 「法令」とは.....	1
1.2. 法令を特定するには（法令の単位）	1
1.3. 法令の形式（種類）	1
2. 法令の沿革－『官報』と『日本法令索引』	3
2.1. 法律の制定.....	3
2.2. 法令の公布・施行	4
2.3. 『官報』と『法令全書』	4
2.4. 法令の沿革.....	6
2.5. 『日本法令索引』	7
2.6. 『日本法令索引』：主な法令等本文リンク先.....	8
3. 主要情報源における法令等の収録状況.....	9

1. 調査対象としての「法令」— 法令の定義と形式

1.1. 「法令」とは

一般に「法令」とは、「国会が制定する「法律」+国の行政機関が制定する「命令」」を指し¹、憲法、条約、法律、政令、内閣官房令、府省令、規則を「法令」と称することが多い。これに議院規則、最高裁判所規則や地方公共団体が定める条例及び規則を含め、広義に「法令」と呼ぶ場合もある。法令調査の際は対象を広く採る必要があるため、本資料では、『官報』及び各種公報、法令集に掲載される法形式を「法令」とする（→1.3.①-⑮）。

1.2. 法令を特定するには（法令の単位）

法令は、その「題名」によっては必ずしも特定されない。通常は「通称」が用いられ²、複数の通称を有することもある。題名が同一の法令は多くあり³、題名が変更される場合も少なくない⁴。

法律のみ、正式名称で法令の「形式（種類）」が判別できるが⁵、他の法令では正式名称からはこれを判別しにくい場合がある⁶。

法令は、「法令番号」によって識別・特定される（公布年+立法形式+番号）。法令番号は、法令の種類・制定権者の別に、和暦の暦年ごとに第1号から法令に付与される。通達・通知については決まった形式は無いが、一般には起案局課の記号+番号（文書番号）が付与される（→1.3.⑪⑫）。

1.3. 法令の形式（種類）

法令の形式（種類）ごとに制定権者、根拠規定を示す（憲法に定めがある場合には太字で示す）。大別すると以下ようになる。

- ③-⑨ 国が制定する法律と命令等。『官報』に掲載される。
- ⑩-⑫ 国が制定する形式。⑩は『官報』掲載。⑪⑫は訓令の一部を除き『官報』非掲載⁷。
- ⑬-⑮ 普通地方公共団体が制定する形式。自治体により公示方法は異なる⁸。

¹ 地方公共団体が制定する条例や最高裁判所規則等を含めることもある。また、告示・訓令・通達・通知は、実質的に社会規範として機能するものも多い。『法律学小辞典』（第5版、有斐閣、2016）など。

² 例えば、「裁判員法」の正式名称は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号）。

³ 例えば、「地方自治法の一部を改正する法律」という同一の名称をもつ法律は36ある（昭和22年法律第169号から平成26年法律第42号まで）。

⁴ 例えば、「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」という題名に改正された（平成18年法律第58号による）。

⁵ 末尾が「～法」「～に関する法律」。ただし、明治期には題名がない法律、題名では判別できない法律がある（例えば、「市制」明治21年法律第1号）。

⁶ 例えば、「～規則」という名称の政令、府省令等がある。また「～基準」も形式は様々である。

⁷ 官報掲載項目の変遷により「法律施行通知」が『官報』に一時掲載されていたことがある。昭和31（1956）年1月から昭和35（1960）年8月まで。

⁸ 条例に定めがある。都道府県など大きな自治体では、各自治体が発行する公報に掲載される。

- ① **憲法**...国の最高法規（**憲法 98 条 1 項**）。特別の手續により改正（**憲法 96 条 1 項**）。
- ② **条約**...内閣が締結し、国会が承認する（**憲法 61 条、73 条 3 号**）。
行政取極（ぎょうせいとりきめ）は外務省告示として『官報』に掲載。
 ex. 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）
- ③ **法律**...国会が制定する（**憲法 59 条、95 条**）。
 ex. 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成 16 年法律第 63 号）
- ④ **議院規則**...国会の各院が制定する（**憲法 58 条 2 項**）。
 ex. 衆議院規則（昭和 22 年 6 月 28 日議決（昭和 22 年 6 月 28 日官報））、参議院憲法審査会規程（平成 23 年 5 月 18 日議決（平成 23 年 5 月 20 日官報））
- ⑤ **最高裁判所規則**...最高裁判所が制定する（**憲法 77 条 1 項**）。
 ex. 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成 19 年最高裁判所規則第 7 号）
- ⑥ **政令**...内閣が制定する（**憲法 73 条 6 号**）。
 ex. 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十六条第八号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成 20 年政令第 3 号）
- ⑦ **内閣官房令**...内閣総理大臣が制定する（**内閣法 26 条 3 項**）。
 ex. 幹部職員の任用等に関する政令第二条第二項の官職を定める内閣官房令（平成 26 年内閣官房令第 1 号）
- ⑧ **府令・復興庁令・省令**...内閣府令及び復興庁令は内閣総理大臣が制定する（**内閣府設置法 7 条 3 項、復興庁設置法 7 条 3 項**）。各省令は各省大臣が制定する（**国家行政組織法 12 条 1 項**）。
 2 以上の主任大臣がいるとき、共同省令を制定する。
 ex. 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）、褒章の制式及び形状を定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 55 号）
- ⑨ **規則（その他の行政機関の命令）**
 外局の規則...委員会、庁の長官が制定する（**内閣府設置法 58 条 4 項、国家行政組織法 13 条 1 項**）。
 ex. 公正取引委員会の審査及び審判に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 5 号）
 独立機関の規則...会計検査院、人事院が制定する（**会計検査院法 38 条、国家公務員法 16 条 1 項**）。
 ex. 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等（平成 28 年人事院規則 10-15）
- ⑩ **告示**...大臣、委員会、庁の長官が決定事項等を国民に公示する形式（**内閣法 26 条 5 項、国家行政組織法 14 条 1 項**）。
 ex. 森林法施行規則第百六条の規定による申請書等の様式（昭和 37 年農林省告示第 851 号）、幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）
- ⑪ **訓令・通達** ...上級行政機関が下級行政機関及び職員に対し、その所掌事務について権限の行使を命令又は示達する形式（**内閣法 26 条 6 項、国家行政組織法 14 条 2 項**）。
 ex. 内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成 13 年内閣府訓令第 19 号）、幹部候補者を免ずる場合の自衛官の任命について（通達）（平成 23 年 9 月 16 日陸幕人計第 513 号）
- ⑫ **通知**...特定人又は不特定多数の人に対して特定の事項を知らせる行為。行政庁による通知の法令上の効果は、行政庁の意思に基づくのではなく、法律の定めるところによる。
 ex. 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 4 月 27 日 12 林野治第 790 号）、社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進について（平成 17 年 7 月 1 日 17 文科生第 195 号、法務省刑総第 851 号、最高裁総一第 000641 号）
- ⑬ **条例**...普通地方公共団体の議会が、憲法上の自治権に基づいて制定する（**憲法 94 条、地方自治法 14 条 1 項・96 条 1 項 1 号**）。
- ⑭ **地方公共団体の規則**...普通地方公共団体の長が制定する（**地方自治法 15 条 1 項**）。
- ⑮ **地方公共団体の規則以外の地方公共団体の機関の定める規則・規程**
 ...長以外の委員会が制定する（**地方自治法 138 条の 4 第 2 項**）。

2. 法令の沿革 — 『官報』と『日本法令索引』

2.1. 法律の制定

2.1.1. 「法律ができるまで」

【法律制定までの経緯に関するリンク先】

- 衆議院 「法律案審議の流れ（衆議院先議の場合）」
http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/kokkai_gian2.htm
- 参議院 「法律ができるまで」 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/houritu.html>
- 内閣法制局「法律ができるまで」 <https://www.clb.go.jp/recent-laws/process/>

2.1.2 法律案の審議・成立

法律案は、提出者により衆法・参法・閣法の3種に分けられる。回次ごと、提出者ごとに提出順の番号（提出番号）が第1号から付与される⁹。

衆法...衆議院議員が提出する法律案

参法...参議院議員が提出する法律案

閣法...内閣が提出する法律案

【議案・審議状況に関するリンク先】

- 衆議院「議案情報」
第142回国会（平成10（1998）年1月開会）以降の法律案の審議経過及び提出時の本文、修正案
http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
- 衆議院法制局「衆法情報」
第180回国会（平成24（2012）年1月開会）以降の衆法・衆議院で提出された修正案の本文、概要、要綱、新旧対照表、審議経過
第140回国会（平成9（1997）年1月開会）～第179回国会（平成23（2011）年10月開会）の衆法の本文、要綱、審議経過（衆議院「議案情報」へのリンクを含む）
http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou.html
- 参議院法制局「参議院議員提出法律案情報」
第1回国会（昭和22（1947）年5月開会）以降の参法の本文
<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhou-info/index.htm>
- 内閣法制局 最近の閣法、提出条約の一覧及び提出理由
<https://www.clb.go.jp/recent-laws/>
- 総務省 e-Gov「国会提出法案」 各省庁の所管法案ページへのリンク集
<https://www.e-gov.go.jp/laws-and-secure-life/diet-submission-bill.html>
- 国会会議録検索システム
第1回国会（昭和22（1947）年5月開会）以降の国会会議録情報
<https://kokkai.ndl.go.jp>
- 帝国議会会議録検索システム
帝国議会全会期（明治23（1890）年11月～昭和22（1947）年3月）の速記録
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp>

⁹ 例えば、第159回国会 閣法第67号「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」。

2.2. 法令の公布・施行

国会での可決後（または制定権者による制定後）、法令が現実に拘束力を持つためには、公布と施行が必要である。法令は社会生活上の権利・義務を規定するものであるため、施行以前に公布される必要がある。

成立した法令（一部を除いた訓令、通達、通知および地方公共団体が定める法令を除く）は、『官報』で公布され¹⁰、その掲載日が公布日となる。このとき、公布順に法令番号が付けられる。法令は公布の後、施行されて初めて効力を持つ¹¹。また、複数の施行日を持つ法令もある。

公布：成立した法令を公表して人が知り得る状態におくこと。

法令が現実に拘束力を生ずるためには、一般に公布の要件を満たすことが必要とされる。

—公布権者：憲法改正、法律、条約、政令は天皇（天皇の国事行為。憲法7条1号）。

内閣府令、省令、規則は制定権者。

—公布時期：法律は、天皇への奏上後30日以内に公布（国会法65条1項、66条）。

実際には成立後1週間程度で公布される。

施行：法令の効力を実際に生じさせること。通常、施行期日はその法令の附則に定められている。

規定がない場合、法律は公布から20日経過した日から施行される¹²。

—施行期日：定めの種類 ①公布日に即日施行。②公布日から一定期間後、又は特定年月日に施行。

③施行期日を特定事象の発生に関わらせる。④施行期日を下位法令に委任。

2.3. 『官報』と『法令全書』

『官報』『法令全書』は、国の法令の公式典拠であり、制定順法令集と言える。一般の法令集は、官報掲載の法令を編集したものである。なお、日本には公式の現行法令集は存在しない。

『官報』

- ・国立印刷局発行。明治16（1883）年7月2日創刊。
- ・法令の公布等を、政府が一般国民に知らせるための日刊の機関紙。原則として、行政機関の休日を除き毎日発行される。掲載事項は法令に定めがある¹³。
- ・創刊から昭和27（1952）年4月30日までの『官報』は、「国立国会図書館デジタルコレクション（官報）」（<https://dl.ndl.go.jp>）で画像が公開されている。
- ・衆議院規則・参議院規則は国会事項欄に掲載される。
- ・訓令は一部しか掲載されない。
- ・通達・通知は掲載されない。

¹⁰ 法令の公布方法については、公式令（明治40年勅令第6号）の廃止後、明文の規定を欠いているが、一般に官報、公報等に掲載して行なう慣例となっている（昭和32年12月28日最大判昭和30年（レ）第3号刑集11巻14号3461頁）。

¹¹ 公布から施行までに一定の周知期間を設け、その期間に準備を行うことが望ましいとされている。緊急を要する場合や弊害がない場合には、公布と同時に施行される。

¹² 法の適用に関する通則法2条。

¹³ 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和24年総理府・大蔵省令第1号）。

【官報に関するリンク先】

- 国立印刷局「官報のご案内」 公告の内容、官報関係略年表等
<https://www.npb.go.jp/ja/books/kanpo.html>
- 全国官報販売協同組合「官報とは」 官報の歴史、内容、編集発行の流れ等
<https://www.gov-book.or.jp/kanpou/about/>

【官報の種類と発行状況等】

種類	発行状況	内容	その他
本紙	平日の毎日	(次表)	本紙は改元以来の通号が付与される
号外	本紙が32頁を超える場合		号外は暦年内の通号が付与される
政府調達 公告版	平日のほぼ毎日	政府調達の入札・ 落札情報等	S56～H6.5：本紙・号外の公告欄に 掲載

【官報本紙・号外の掲載内容】

法令	憲法改正 詔書 法律 政令 条約 内閣官房令 内閣府令 省令 規則 庁令 訓令 告示
広報	国会事項 人事異動 叙位 叙勲 褒章 皇室事項 官庁報告（国家試験 公聴会 地価公示等）及び資料（閣議決定事項 国際収支状況等）
公告	各省庁の公告（押収物還付、建設業の許可の取消処分等） WTOに基づく政府調達 特殊法人の公告（独立行政法人財務諸表、各高速道路株式会社工事完了・工事開始等） 地方公共団体の公告（公債抽選 公債償還 行旅死亡人等） 裁判所の公告（除権判決 破産 会社更生関係等） 会社の公告（合併公告 決算公告等）

【官報の目録・索引】

種類	名称	内容
紙媒体	目録（官報付録）	月刊 M20～S48.10の間を除き法令のみの目録
	『官報目次総覧』	全24巻（収録範囲：M16～S62） 月刊目録を再録 項目別索引あり
	『官報総索引』	年刊（S63～） 官庁・機関別事項索引（法令・公布等日付順） H14以降は項目別50音索引もあり
インター ネット	全国官報販売協同組合 「官報目次検索」	H8.6.3以降の目次検索可 https://www.gov-book.or.jp/asp/Kanpo/KanpoList/

【インターネット上の『官報』】

収録範囲	名称
創刊～S27.4.30	「国立国会図書館デジタルコレクション（官報）」〔目次項目検索可〕 https://dl.ndl.go.jp
S22.5.3～当日	「国立印刷局官報情報検索サービス」〔有料・本文検索可〕 https://search.npb.go.jp
直近30日間 全文 H15.7.15～ 法律・政令 H28.4.1～ 政府調達	「国立印刷局インターネット版官報」〔検索機能なし〕 https://kanpou.npb.go.jp
政府調達公告版 H28.1～当日	「JETRO政府公共調達データベース」〔公示の種類別に検索可〕 https://www.jetro.go.jp/gov_procurement/

『法令全書』

- ・国立印刷局発行。明治18(1885)年創刊。
- ・月刊の制定順法令集。『官報』の法令部分(告示以上)をまとめたもの。『官報』の法令以外の部分は収録されていない。
- ・収録範囲：慶応3年10月(1867年)～ ※創刊前の法令は遡及編集されている。
憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、省令、規則、議院規則、最高裁判所規則、庁令、訓令、告示 ※立法形式、制定主体別に構成。
- ・年間目録あり。当該年の制定法令索引として使うことができる。
- ・明治期の『法令全書』は「国立国会図書館デジタルコレクション」(<https://dl.ndl.go.jp>)で公開。(タイトル：法令全書、著者・編者：内閣官報局 で検索するとよい。)

2.4. 法令の沿革

改正法令、廃止法令は、新規制定法令と同様に『官報』に掲載される。ただし、『官報』に掲載される一部改正は、「改め文」の形である¹⁴。

一般の法令集では、改正法令・廃止法令は改正・廃止する先の法令に溶け込んでしまい、法令の改正履歴と附則にのみ残ることになる。

新規制定	従来何もなかった分野に新たに法令を制定すること
一部改正	既にある法令の一部を改めること 改正内容は、その法令に「溶け込む」
全部改正	既にある法令の内容を全面的に改めること 法令が定めている制度の基本を維持しながらその内容を全面的に改める ex. 著作権法(昭和45年法律第48号は明治32年法律第39号の全部改正)
廃止	廃止法令により、法令の効力を消滅させること ※他に、有効期限の経過に伴う失効、実効性の喪失など
廃止制定	既にある法令を廃止すると同時にこれに代わる新しい法令を制定すること ※一般的に、既存の制度と新しい制度とが質的に変更され、継続性が弱い場合。 ex. 外務省設置法(昭和26年法律第238号)、外務省設置法(平成11年法律第94号)

これら法令の制定、改正、廃止等の履歴を、改正経過、改廃沿革等という。ある法令がいつ制定され、いつ改正、廃止、失効したかという情報は、法令を調べる上で重要である。

沿革情報は、一般の法令集では各法令の題名・法令番号の後に掲載されている。条文毎の改正履歴が掲載されている法令集もある(現行総合法令集など)。

法令の沿革情報は、『日本法令索引』で確認することができる。

¹⁴ 「一部改正は、『改める』だけではなく、『削る』、『加える』ことによっても行われます」、「『改め文』による一部改正方式は、『溶け込み方式』とも呼ばれ、一部改正法の規定が元の法律の規定に溶け込むことによって初めて新しい規範としての意味を持つことになるので、元の法律と対照して読まない限り改正の内容を正確に理解することはできません」内藤要「法律のラウンジ(50)」『立法と調査』参議院事務 2003.7, p.49。(参議院法制局〈法制執務コラム集〉<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column050.htm>にも収録。)

2.5. 『日本法令索引』

「日本法令索引」 (<https://hourei.ndl.go.jp>)

- ・国立国会図書館法第8条の定めにより、国立国会図書館が作成することとされている。
- ・法令の索引情報を収録し、制定・改廃の経過（法令沿革）、被改正法令、審議経過を一覧できる。
—索引情報：法令名 法令番号 公布年月日 法令の形式 効力（現行・廃止法令のみ） 分類（現行法令のみ）
法律案名 提出回次 種別 提出番号（国会のみ） 提出者 提出年月日 成立年月日
- ・法令本文は収録していない。
- ・「総務省 e-Gov 法令検索」「衆議院 制定法律」「法務省 日本法令外国語訳データベースシステム」等とのリンクを提供している。
- ・「国会会議録検索システム」 (<https://kokkai.ndl.go.jp>) と連携している。法律案と条約承認案件について、審議が行われた国会会議録を参照できる。

【収録範囲】 公文式（明治19年2月26日勅令第1号）¹⁵施行後の法令。告示・訓令については、平成16（2004）年8月時点で有効であったもの及びそれ以降に制定されたものを収録する。また、帝国議会・国会に提出された法律案、国会に提出された条約承認案件を収録。

【更新頻度】 法令：約3か月、法律案・条約承認案件：随時

【検索機能】 トップページ上部のキーワード欄から、キーワード検索（入力されたキーワードが法令・法案名や索引情報のどこかに含まれているものを検索）が可能。キーワード欄右横をクリックすると詳細検索が開き、①すべて、②法令検索、③法律案・条約承認案件検索の3つのメニューがある。なお、一部の法令は通称や読み仮名からも検索可能である。

- ①すべて…法令名・件名、法令・法案区分、公布年月日、法令番号から検索が可能。
- ②法令検索…法令名、種別（現行法令・改正法令・廃止法令）、法令の形式、公布年月日、成立・承認年月日、成立・承認回次、発令機関、分類、法令番号から検索が可能。
- ③法律案・条約承認案件検索…件名、種別（閣法・衆法・参法・条約等）、提出年月日、提出回次、公布年月日、提出者、審議経過、提出番号、法令番号等から検索が可能。

「日本法令索引〔明治前期編〕」 (<https://dajokan.ndl.go.jp>)

- ・慶応3年10月（1867年）の大政奉還から明治19（1886）年2月の公文式制定までの法令を対象とし、その法令沿革情報のほか、出典資料情報等を収録している。
- ・『法令全書』を出典の基本資料とする。『法令全書』に採録されていない法令は、その他の資料から補っている。
- ・出典資料が「国立国会図書館デジタルコレクション」 (<https://dl.ndl.go.jp>) 又は「国立公文書館デジタルアーカイブ」 (<https://www.digital.archives.go.jp>) に収録されている場合、リンクにより法令本文を参照することができる。
- ・「官制沿革表」（各官院省使、部局課の設置・廃止等の沿革表）、「出典資料解題」（法令の採録に使用した資料の解題）などの掲載あり。

¹⁵ 法律・命令の起草、裁可、公布の手続、施行時期などについての勅令。公文式により、それまでの太政官期の法令の形式は一変され、現代につながる形式が定められた。

2.6. 『日本法令索引』：主な法令等本文リンク先

検索区分 法令種別	制定時				現行
	T1～	S22～	S27.5～	S49～	
憲法・法律	②④⑤	②⑤	②③⑤	②③	①
政令・勅令	②④⑤	②⑤	②⑤	②	
府省令	④⑤	⑤	⑤		
その他の行政機関の命令			⑤*		
議院規則			⑤*		⑦
最高裁判所規則			⑤*		⑧
条約	②④⑤	②⑤	②⑤	②	⑥

*リンク先一部なし

- ① 現行の省令・規則以上の法令
 - 総務省「e-Gov 法令検索」 <https://elaws.e-gov.go.jp>
- ② 明治19(1886)年から昭和48(1973)年までに公布された憲法・法律・勅令・政令・条約の御署名原本
 - 国立公文書館デジタルアーカイブ <https://www.digital.archives.go.jp/index.html>
- ③ 第1回国会(昭和22(1947)年5月開会)以降に制定された法律
 - 衆議院「制定法律情報」 http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/housei/menu.htm
- ④ 明治期の『法令全書』収載法令
 - 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp>
- ⑤ 明治16(1883)年7月の創刊から昭和27(1952)年4月分までの『官報』収載法令
 - 国立国会図書館デジタルコレクション(官報) <https://dl.ndl.go.jp>
- ⑥ 国会で承認された条約
 - 外務省「条約データ検索」 <https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php>
→現行の国会承認条約等
 - 外務省「条約」 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/>
→第154回国会(平成14(2002)年1月開会)以降の国会に提出された条約及び関連資料
- ⑦ 主要な議院規則
 - 衆議院「国会関係法規」 http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-rules.htm
 - 参議院「参議院関係法規等」 <https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/houki/kisoku.html>
 - 国立国会図書館「関係法規」 <https://www.ndl.go.jp/aboutus/laws/index.html>
- ⑧ 主要な最高裁判所規則
 - 裁判所「規則集」 https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/kisokusyu/index.html
- 日本法令の英訳
 - 法務省「日本法令外国語訳データベースシステム」 <http://www.japaneselawtranslation.go.jp>
- 第142回国会(平成10(1998)年1月開会)以降に提出された法律案の本文情報
 - 衆議院「議案」 http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_gian.nsf/html/gian/menu.htm
- 第1回国会(昭和22(1947)年5月開会)以降に提出された参議院議員提出法律案の本文情報
 - 参議院法制局「参議院議員提出法律案情報」
<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/sanhou-info/index.htm>

3. 主要情報源における法令等の収録状況

	日本 法令索引*	官報・ 法令全書	総務省 e-Gov 法令検索	諸機関 HP	D1-Law 現行法規	現行総合 法令集	主題別 法令集
公布～収録までの 期間	3 か月	なし (官報)	様々		1 か月	数か月	様々
憲法	○	○	○	×	○	○	様々
条約			×	△			
法律			○	○			
政令							
内閣官房令							
府令							
省令			×	△			
規則 (外局・独立機関)							
規則 (議院・裁判所)	△	△					
告示							
訓令	×	×	△	△	×		
通知・通達	×	×					

○：すべて収録 △：一部収録 ×：収録なし

*日本法令索引においては、法令の索引情報を収録。